

戦略的広報推進業務委託 仕様書

1 業務名

戦略的広報推進業務

2 履行期間

令和8年5月中旬から令和9年3月31日まで

3 履行場所

奈良県庁(奈良市登大路町30番地)及び県が認める場所

4 業務委託の目的

奈良県では、広報力向上のため、令和7年10月に奈良県広報戦略(以下、「広報戦略」という。)を策定し、「情報を必要とする人・情報を伝えたい人へきちんと情報を届けること」「県政への信頼獲得と、県民のシビックプライドの醸成を通じて、県内外の人々から選ばれる奈良県となること」を実現するための戦略的広報に取り組んでいる。

本業務は、広報戦略の着実な実行を図るため、広報の専門的知見を有する民間事業者による助言、研修及び実践支援を通じて、トレンドを踏まえた効果的な広報活動を推進するとともに、新たに創設するSNSアカウントの企画立案、コンセプト設計及び運用等の実務過程に職員が参画することにより、県職員の広報実践力の向上を図ることを目的とするものである。

5 業務内容

具体的な業務内容は、以下(1)～(4)のとおりとする。業務の遂行に際しては、県と事前に十分相談するとともに、以下の点に留意すること。

- ・契約締結後速やかに本県と初回打合せを行い、スケジュールを含め業務全般について確認を行うこと。
- ・適宜進捗状況を報告すること。少なくとも月1回・2時間程度の打合せをオンライン又は本県の指定する場所で行うこととし、打ち合わせに必要な資料等は、2営業日前までに県に提出すること。
- ・本業務の進捗・成果について、中間報告(9月下旬頃)及び最終報告(3月末)を行うこと。

(1) 広報活動に対する相談対応

① 広報広聴課の相談対応

原則月2回の頻度で県庁を訪問し、県広報広聴課からの相談に対し助言・提案を行うこと。なお、月2回の来庁が困難な場合は、より効率的な代替案を、受託者から提案すること。

② 各所属の広報活動に対する相談対応

①の県庁訪問時に、各所属から寄せられる広報活動の相談に対して、助言・提案を行うこと。(1日あたり、2件程度を想定。時間は①とあわせて6時間程度とする。)

③ その他

メール等での広報活動に関する相談に随時対応すること。

(2) SNS の活性化について

① 県民との共創型 Instagram アカウントの管理運営

- ・ 奈良県の魅力について県民等とともに発信する共創 SNS アカウントとして”奈良県公式 Instagram”を令和8年8月までに開設し、運用。同 Instagram は、県民のシビックプライドを醸成し、かつ、県内外の方々から「選ばれる奈良県」となることを実現することを目的とするものである。広報戦略において、KPI を次のとおり設定しており、これを確実に達成するための効果的・具体的な手法を提案し、実践すること。具体的な業務内容は、次の6点とする。

i)開設する Instagram のコンセプトの設定、構成・運用等の企画及び計画の提案

- ・コンセプトに沿ったアカウント名、アイコン、プロフィールなどを提案し、委託者と協議し、作成すること
- ・フォロワー数達成のために、適切と思われる投稿内容や投稿頻度等を提案し、委託者と協議の上、構成・運用等の企画・年間投稿計画を策定すること。ただし、投稿頻度は月10回以上とする。(リポストを含めることは可能)また、月1回以上のペース(年間8本以上)は自身で撮影・編集した動画を制作・投稿するものとし、特定の季節・地域に偏ることのないよう提案すること。)

ii)動画・写真の制作及び投稿、コメント

- ・ i)で策定した計画に添った運営を行うこと。
 - ・投稿にあたっては、委託者の内容確認及び承認を受けること。また、委託者より修正を求められた場合は、受託者の責任により修正し、かつ、修正に要した費用は受託者が負担すること。
 - ・動画及び写真の被写体、使用する映像・音楽等については、事前に権利者より二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、制作すること。また、その際に必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
 - ・動画及び写真は、受託者が制作したものに限らず、委託者が指示するものも投稿することとする。
- ・投稿に対しフォロワーからコメントがあった場合は、委託者に内容確認の上、必要に応じて返信を行うこと。

・乗っ取り、炎上等、事故が発生した場合は、すみやかに委託者へ報告し、適切な対応を行うこと。

※アカウント運用にあたっては、本アカウントについて開設時に定める予定である運用ポリシー、その他関連法令を遵守すること。

iii) コラボレーション動画制作・ディレクション

インフルエンサー等とのコラボレーションリール動画について、委託者と協議の上、企画し、制作・ディレクションを年2回以上行うこと。(i に記載の動画とは別途制作し、投稿すること)

iv) フォロワー獲得・アカウント認知向上に資する企画・運営

フォロワー獲得及びアカウントの認知度を高めるため、奈良県の魅力を発掘するきっかけとなるような施策、投稿キャンペーンを委託者に提案・協議の上、企画、運営すること。

v) 広告の企画・運営

年間5000人以上のフォロワーの獲得を確実に得るため広告利用について企画・提案し、実施すること。(広告にかかる費用についても、他の業務と同様、全て本業務委託費の中に含めること)

vi) 検証及び改善策の提案

- ・運用状況とその効果を検証し、改善を図るため、3ヶ月に1回、フォロワー数、インプレッション数等の数値指標や視聴傾向等を分析し、本契約期間中においても随時改善しながら運用していくこと
- ・次年度以降もフォロワー数増加に向けての運用が継続できるよう、契約期間終了時において、運用に関する引継書を作成すること。

【奈良県広報戦略 KPI】

奈良県の魅力について県民等とともに発信する共創 SNS アカウントの育成
R8 年度末:フォロワー5千人以上、R9 年度末:1万人以上

- ② 県公式 SNS (広報広聴課所管) 及び県の事業課が所管する SNS の運営への助言
- ・次の県公式 SNS (広報広聴課所管) のフォロワー数等を増加させるための手法その他県の事業課が所管する SNS の効果的・効率的に運用する手法について、フォロワー数、インプレッション数等の数値指標や視聴傾向等を分析し、改善策を提案すること。
 - ・特に広報広聴課所管の公式 X 及び公式 LINE については、奈良県広報戦略において、KPI を次のとおり設定しており、これを確実に達成するための効果的・具体的な手法を提案すること。

※県公式 SNS (広報広聴課所管)

X「奈良県公式」
X「奈々鹿【奈良県広報担当 VTuber】」
Facebook「まるごと奈良県」
LINE「奈良県」
YouTube「奈良県公式総合チャンネル」

※県の事業課が所管する SNS:下記 URL に掲載

X 、 Instagram 、 Facebook 、 LINE 等
<https://www.pref.nara.jp/30196.htm>

【奈良県広報戦略 KPI】

○奈良県公式 X のインプレッション数の増加

380万回(R6 年度)→760万回以上(R8 年度、R9年度各年)

○奈良県公式 LINE クリック率の増加

0.6%(R7.8 月調査)→3.0%以上(R9 年度までに達成)

(3)職員向け研修の実施

・県職員の職位研修の中で実施する下記講義について、研修内容を企画し、対面による講義を行うこと。(受講者募集業務及び会場費は不要)

i) エントリー研修(採用 2 年目職員):70 分×3 日(同一内容を別日に実施)

目的:広報の基礎を学び、かつ、必要な広報実技、コンテンツポリシーを身につける

内容:広報基礎(県として情報発信する際の注意事項等を含む)

広報実技(リッチテキスト、チラシ作成等)

実施予定日:9月2日(水)~9月4日(金)

ii) 係長級職員研修:50 分×3 日(同一内容を別日に実施)

目的:広報の意義及び監督者として係員に適切な指導ができるようコンテンツポリシーを確認し、指導時の留意事項を学ぶ

内容:広報意義(広報の重要性、奈良県が注力する広報・オウンドメディア概要等)、コンテンツポリシー及び指導時の留意事項について(コンテンツ制作・発信時の配慮事項及び確認時の留意事項)

実施予定日:7月22日(水)~24日(金)

※開催場所は、奈良県キャリア・ワーク・サクセスセンター
(奈良市大安寺1丁目2-23)

(4)上記(1)～(3)の他、県の「届ける力」の強化のため有効と考えられる広報活動の方法を、受託者のノウハウなどを活かして積極的に提案し県の協議の上実施すること。

6 業務実施体制

本業務の遂行に必要な能力や経験等を有する下記の①及び②の人材を配置し、業務を円滑に遂行するための業務体制を整えること。また、業務実施体制表(業務従事者の所属・資格情報・業務経験等を含む)及び業務スケジュールを作成すること。

① チーフアドバイザー(1名)

(イ) 広報の専門的知識、豊富な実務経験を有する者。

(ロ) 本委託業務の連絡調整の窓口となり、県との協議等に必ず参加するとともに、アシスタントアドバイザーの指揮・統括を行う。

(ハ) 5に示す業務を中心となって遂行する。

② アシスタントアドバイザー(1名以上とする。案件に応じて、その都度適切な人材を配置することも可能。)

(イ) 県が活用する広報媒体に係る専門的知識や広報企画の実践経験を有し、戦略的な広報の提案・助言ができる者。

(ロ) チーフアドバイザーの指揮・統括のもと、SNS、動画、Web サイト、制作物等の各種広報媒体での情報発信について提案・助言、県公式 Instagram の運営を行うこと。

7 成果物

(1)県民との共創型 Instagram アカウントの管理運用にかんする業務引継書

(2)中間報告書及び最終報告書

(3)その他、県が受託者と合意の上、提出を求める成果物

8 公契約条例に関する遵守事項

受託者は、次の遵守事項を理解した上で受注すること。

(1)奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2)本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者(同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

- (3)本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

9 再委託

- (1)受託者は、委託業務の全部を再委託してはならない。
- (2)受託者は、委託業務の一部(業務の主要な部分を除く。)を再委託しようとするときは、あらかじめその内容を記した書面を県に提出し、その承認を得ること。
- (3)受託者は、委託業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為(不作為を含む。)について全ての責任を負うこと。

10 その他

- (1)本業務に要する経費は、全て受託社の負担とする。
- (2)本業務による成果物の著作権(著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、県に帰属するほか、県は本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (3)本業務を処理するために知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4)本業務の実施にあたっては、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。
特に、別紙「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。
- (5)映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。
- (6)契約に不適合があった場合、受託者は正当な理由がある場合を除き、速やかに県の支持に従い、成果物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を行うこと。
- (7)受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項が生じたときは、県と十分協議を行うこと。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

記

(認定・認証制度の適用)

- 第1 個人情報等を取り扱う場合、情報セキュリティ対策を確保すること。
- 2 ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合はこれを明示すること。

(情報へのアクセス範囲等)

- 第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること。(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること。)

(再委託先の情報セキュリティ)

- 第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策を確保すること。
- 2 再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合はこれを明示すること。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

- 第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

(電子メール利用時の遵守事項)

- 第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。

(郵便等利用時の遵守事項)

- 第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面(参考様式1)により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面(参考様式2)により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第7 乙は、この契約による事務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名

称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面(参考様式3)により再委託する旨を甲に申請し、書面(参考様式4)によりその承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに 複写し、又は複製してはならない。

(受渡し)

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面(参考様式5)を提出しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若

しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面(参考様式6)により甲に対して報告しなければならない。

(監査及び調査)

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(取扱状況についての指示等)

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告等)

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

- 2 本契約に同様の規定がある場合であっても、原則としてこの個人情報取扱特記事項から削除しないものとする。なお、当該規定を削除する必要がある場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。
- 3 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。